

9. その他(福利厚生の利用等)

- 派遣スタッフも、なるべく社員と同様に、社員食堂や休憩所等の福利厚生が利用できることが望めます。
- 派遣スタッフの相談や不満に対処する体制を用意しなければなりません。
- 派遣受け入れ会社も、派遣スタッフに対するセクシャルハラスメント防止のための必要な措置を講じなければなりません。自社の社員に対する場合と同様に対処しましょう。

その他(福利厚生の利用等)

[図表 1-9-1] 福利厚生の利用や職場環境についてのポイント

- 派遣スタッフも、正社員と同様に社員食堂などの福利厚生を利用できるか
- 派遣スタッフにも正社員と同様に、制服や備品を支給・貸与しているか
- 派遣スタッフの要望や不満について、派遣会社から聞いて把握しているか
- 派遣スタッフの相談や苦情を受け付ける担当者や窓口を設置しているか
- 派遣スタッフに対するセクシャルハラスメントの防止に取り組んでいるか

